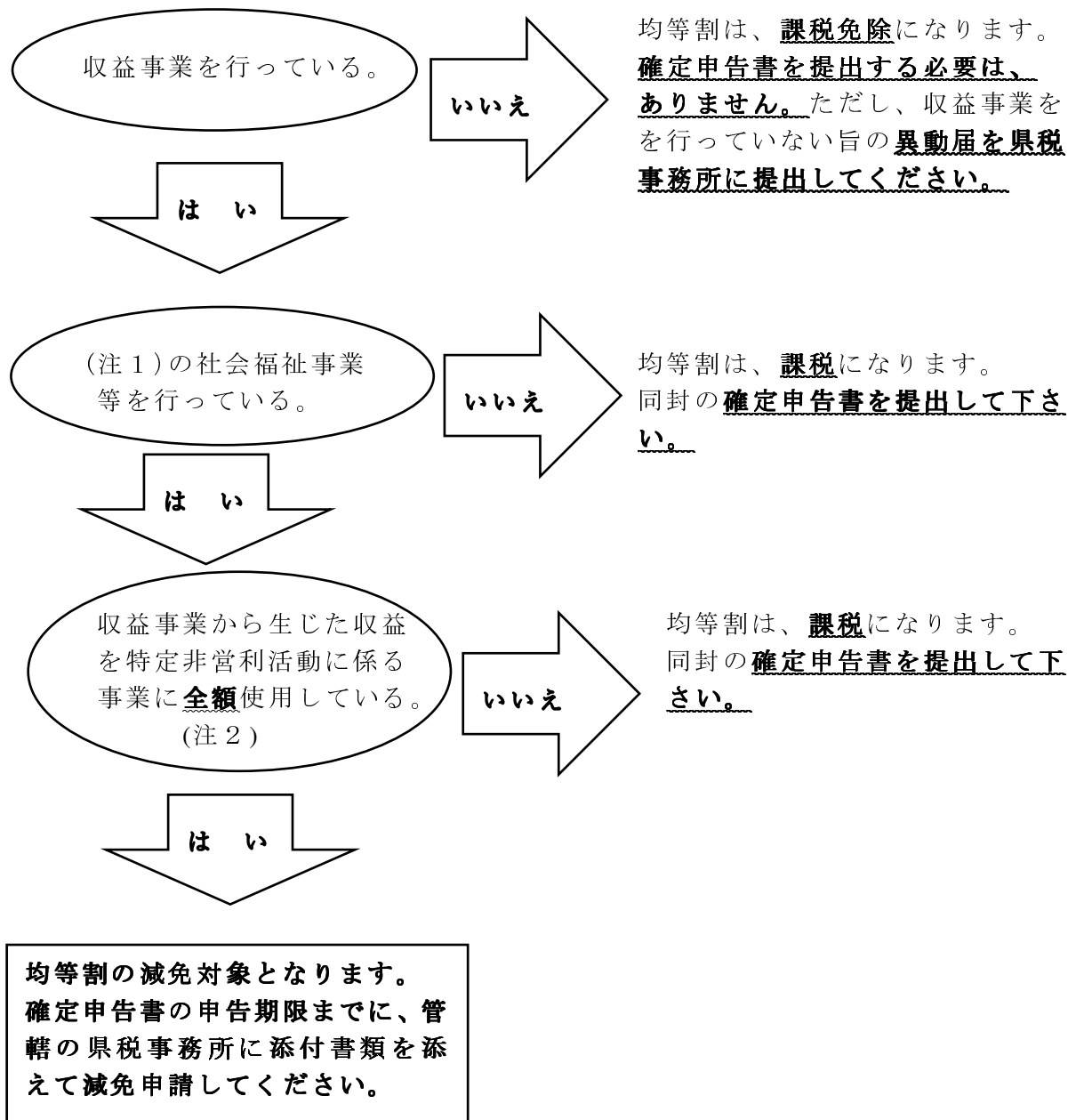


NPO 法人の県民税均等割の減免判定表

法人名

このフローチャートは、貴法人が県税条例による均等割の減免の対象となるかどうかを判定するものです。以下の質問に沿って、進んでください。



(注1) 社会福祉事業等とは、社会福祉法に規定する社会福祉事業
(県税条例施行規則第15条の9に掲げるもの)

※なお、社会福祉事業等に該当するかどうかは、県・市町村からの事業指定通知書、施設設置許可書、届出受理書等の写しをご確認下さい。

不明な場合は、社会福祉事業の申請手続きをした担当課にお問い合わせ願います。

(注2) 収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業以外に使用している場合は、減免対象となりません。